

共生社会の形成に向けた取組

【指導室 特別支援教育班】

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(障害者基本法第16条より抜粋)

同第16条3項においては、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」とあります。

また、小学校学習指導要領の総則第5-2-イでは「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されています。

※中学校学習指導要領の総則にも同様の記載があります。

Point

【多様な学びの場】

- ◆ 可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるようにする。

【障害理解教育】

- ◆ 障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に過ごす場においては、障害理解が図られるようにする。

上記のポイントを意識し、取り組むことで、令和2年2月に策定された第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』の中にある、10年後の「子供の目指す姿」につながります。



10年後の「子供の目指す姿」

- 障害のある子供たちへの理解や支援が広がり、障害のある子供たちと障害のない子供たちとが、地域で共に学び、子供たちの笑顔があふれている。

[第2章 4 第3期計画の「基本目標」より抜粋]